

地方分権改革推進委員会の「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告」について

本日、地方分権改革推進委員会において「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告」が取りまとめられた。

義務付け・枠付けの見直しは、地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を迅速に推進する上で不可欠であり、一万を超える条項について、膨大な労力を費やして取りまとめを進められている委員会に深く敬意を表するものである。

今回の報告は委員会の第2次勧告で見直すべきとされた四千余の項目のうち約一千の「重点事項」についての方針に留まっている。

今後は、これを実効ある改革につなげるため、委員会及び政府に対し、下記の点について取り組むことを強く求める。

記

- 1 委員会においては、重点事項の各条項について、具体的に講ずべき措置を早期に分かりやすく明らかにすること。あわせて、重点事項以外で第2次勧告において見直すべきとされた約三千の項目についても対応方針を示すこと。
- 2 第3次勧告において、次の点に取り組まれないこと。
 - (1) 今回「中間報告」で示された義務付け・枠付けを許容する場合を極力限定的にとらえることにより、現行の義務付け・枠付けの抜本的な廃止・縮小につなげること。
 - (2) 政省令に基づく義務付け・枠付け等についても、今後の見直しの方向性を示すこと。
 - (3) 国の関与全般をチェックする組織的な仕組みづくりについて勧告に盛り込むこと。
- 3 政府においては、委員会の勧告及び今回の中間報告を重く受け止め、第2次勧告で見直し対象とされた全ての項目について、地方分権改革推進計画及び新分権一括法案に盛り込むべく、見直しを進めること。

平成21年6月5日

全国知事会
会長 麻生 渡